

企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

なお、本業務に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

令和8年1月26日

支出負担行為担当官

室蘭開発建設部長 佐藤 徹

1 業務概要

(1) 業務名及び業務概要

鵡川沙流川洪水予測システム情報外提供

(洪水予報の発表に必要な洪水予測に用いる降雨予測、ダム管理に必要な流入量予測に用いる降雨予測、水防警報の発表に必要な波浪・越波予測の情報提供を行う業務)

(2) 業務内容

本件は、出水時における水防活動や住民避難判断の参考となる洪水予警報を迅速かつ的確に遂行し、水災害の予報や被害軽減に資するための降雨予測情報等を洪水予測システムに提供することを目的とするものである。また、胆振海岸を対象とした波浪・越波予測情報等の提供を受け、迅速かつ的確な水防警報発令の判断に資するものである。

- 1) 降雨予測情報提供（鵡川・沙流川）
- 2) 定期降雨解説情報提供（鵡川・沙流川）
- 3) 流域総水量予測情報提供（鵡川・沙流川）
- 4) 包蔵水量情報提供（鵡川・沙流川）
- 5) 詳細気象情報提供（鵡川・沙流川）（分布型洪水予測システム対応）
- 6) 二風谷ダム包蔵水量情報提供
- 7) 二風谷ダム流入量予測システム情報提供
- 8) 平取ダム流入量予測システム情報提供
- 9) 胆振海岸波浪・越波予測情報提供
- 10) 防災携帯電話への気象情報提供

(3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 電子調達システム（G E P S）の利用

本件は、企画提案書の提出、特定通知等の手続き等を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムにより難い場合は、紙方式参加願（別記様式1）を提出するものとする。

(5) 本業務に係る契約者の決定及び契約締結は、当該業務に係る令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

本業務に係る契約者の決定及び契約締結は、令和8年4月1日を予定しているが、予算成立が4月2日以降となった場合は、予算成立日に契約者の決定及び契約締結する。

また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全履行期間分の契約とするが、予算措置が暫定予算の期間分のみ計上されているときは暫定予算の期間分のみの契約とする。

なお、本件見積書の開封は、契約者の決定を保留した上で行う。

2 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、北海道地域の競争参加資格を有する者であること（ただし、地方自治体を除く。）。

また、競争参加資格のない者は、企画提案書提出時までに競争参加資格の決定を受けていること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

また、更生手続開始の決定を受けた者又は再生手続開始の決定を受けた者は、次に掲げる書類を提出していること。

ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写し）

イ 決定等に伴い、定款、役員等に変更があった場合は、競争参加資格審査申請書変更届

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 北海道開発局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(6) 電子調達システムから説明書等を直接ダウンロードした者であること、又は支出負担行為担当官から説明書等の交付を受けた者であること。

(7) 気象業務法〔昭和27年法律第165号〕で定める当該区域の予報業務の許可を気象庁長官から得ていること。

(8) 業務執行体制に関する要件

ア 予定配置業務担当者（気象予報士）については、以下の体制がとれること。

・業務期間内において各種予測情報を24時間体制で提供できる体制を配備できること。

イ 本業務に必要な気象庁の発表する各種情報を受注者が直接受信できるシステムを保有しているとともに、情報提供を行うシステム（ソフト）を有していること。

(9) 技術者等に関する要件

ア 気象予報士の資格を有する者。

イ 配置予定気象予報士については、企画提案する企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「恒常的な雇用関係」とは、企画提案書の提出日において3

ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

(10) 業務実績に関する要件

平成28年4月1日以降に国、地方公共団体、特殊法人等、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業へ気象に関する情報の提供を行う業務に携わった実績（協力者としての実績を除く。）を有すること。

3 手続等

(1) 担当部局

〒051-8524 北海道室蘭市入江町1番地14

北海道開発局室蘭開発建設部契約課調達スタッフ

電話：0143-25-7024（ダイヤルイン）

電子メールアドレス hkd-mr-shiryo@mliit.go.jp

(2) 説明書の交付期間及び方法

ア 交付期間

令和8年1月26日から令和8年2月6日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。）

イ 交付方法

電子調達システムにより交付する。ダウンロード方法は、以下の北海道開発局ホームページを参照すること。

（説明書等に対する質問があった場合の回答についても同様にダウンロード機能により交付するので、ダウンロードの際に「更新通知メールの配信を希望する」に必ずチェックを入れること。）

<https://www.hkd.mliit.go.jp/ky/ki/kaikei/ud49g70000006ao7-att/slo5pa000000snxv.pdf>

また、電子調達システム未導入であっても、インターネット環境があれば交付を受けることが可能である。ただし、やむを得ない事由により電子調達システムによる交付を受けることが困難な場合は上記(1)に問い合わせること。

(3) 電子調達システムのURL

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

※システムの都合上「企画競争」については、電子調達システムの「公募型プロポーザル機能」において掲載している。

(4) 企画提案書の提出期限及び方法

ア 提出期限

令和8年2月9日12時00分

イ 提出方法

電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合及び紙方式参加願（別記様式1）を提出した場合においては、原則として上記(1)に記載のアドレスあてに電子メールにより提出すること。

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無

ヒアリングは実施しない。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。

- (4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 企画提案書を特定された提案者は、企画競争実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) その他の詳細は説明書による。